



赤石水産漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、その承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場区域内において、手釣及び竿釣以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。ただし、かじか漁業は、持網及びさで網による遊漁をしてもよいものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚種 | 期間 |
|-------|------------------|
| あ ゆ | 7月1日から翌年3月31日まで |
| や ま め | 4月 1日から 9月30日まで |
| い わ な | 4月 1日から 9月30日まで |
| う ぐ い | 1月 1日から 12月31日まで |
| か じ か | 1月 1日から 12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内にあっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区域 | 期間 |
|------------------|------------------|
| 鏡世橋上流端200mから河口まで | 9月 1日から 9月30日まで |
| 赤石堰堤上流端から上流の本支流域 | 1月 1日から 12月31日まで |



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|-----|------|
| やまめ | 15cm |
| いわな | 15cm |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

| 期間 | 遊漁料 |
|-----|--------|
| 1日券 | 800円 |
| 1年券 | 6,000円 |

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

| 名称 | 住所 |
|---------------|-----------------------|
| 赤石水産漁業協同組合事務所 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山146番地 |
| 赤石地区漁業協同組合事務所 | " 姥袋町字大磯27番地5 |
| 安田商店 | " 日照田町字野脇56番地1 |
| 太田商店 | " 種里町字前田1番地3 |
| 熊の湯温泉 | " 一ツ森町字湯湧淵31番地 |
| 鰺ヶ沢町アユ養殖場 | " 一ツ森町字崩ヶ沢17番地3 |
| 菊谷釣具店 | " 田中町27番地 |
| イクタ釣具店 | つがる市柏広須照日57番地10 |

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。



青森県内水面漁業協同組合連合会

| 遊漁承認証別 | 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料(1年) |
|--------|--|-------|---------|
| 全魚種 | あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣、竿釣 | 15,000円 |
| 溪流魚 | やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ | 手釣、竿釣 | 8,000円 |

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。
 青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目1番15号)
- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



別記様式第1号

表

| 遊漁承認証 | |
|---------------------------------|----------------|
| 遊 漁 者 | 住所 氏名 年令 |
| 承認期間 | |
| 魚種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊漁料 | |
| 発行者 赤石水産漁業協同組合 赤石地区漁業協同組合 | |

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。



別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

| | |
|--|---|
| 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | |
| 氏名 | 年令 歳 |
| 住所 | |
| 全魚種 | ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚 種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568 | |

(渓流魚券)

| | |
|--|--|
| 交付年月日 平成 年 月 日 | No. _____ |
| 県内共通遊漁承認証 | |
| 氏名 | 年令 歳 |
| 住所 | |
| 渓流魚 | ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚 種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円 |
| 青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568 | |

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証

| | 全魚種券 | 渓流魚券 |
|-------------|---|--------------|
| 対象魚種 | アス、ヤマメ、イワナ、ニジマス、 ヒメマス(高橋の川)、ウグイ、ニイ、 フナ、ウナギ | 左記魚種からアユだけ除く |
| 遊漁料金 | 15,000円 | 8,000円 |
| 券種と 遊漁期間 | 1月1日から12月31日までの年券のみ、係種ごとの遊漁料金が複数 内外水面漁業協同組合による | |
| 遊漁区域 | 青森県内の河川漁場(十和田湖、大庭子川漁業組合、馬鹿川上流三戸漁 協会内及び平川平川外水面漁業組合を除く。また、県内水面漁業監 視規則各漁場の遊漁規制で取り扱われた遊漁禁止区域を除く。) | |
| 道具・漁法 | 手網、竿釣 | |

- ・共通遊漁承認証は、遊漁主催り大会等の特別ルイヘントに適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に譲り、譲渡する
ことはできません。
- ・その他、詳しいことは、遊漁手帳を参照下さい。

別記様式第3号

| | |
|----------------------------|----|
| 漁場監視員証 | |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 | |
| 記 | |
| 住所 | 年令 |
| 氏名 | |
| 有効期間 | |
| 発行者 | |
| 赤石水産漁業協同組合 | |
| 赤石地区漁業協同組合 | |

| |
|---|
| 注 意 事 項 |
| 1 漁場監視員は、遊漁規則により遊漁者に対して常に公平に指示するよう心がけること。 |
| 2 漁場監視員は、監視員証を携帯し、かつ腕章をつけること。 |